

三平事務所通信 2014.12.1

【高額療養費制度が変わります】

みなさんは「高額療養費制度」をご存知ですか？

高額療養費制度は1ヶ月(1日から末日)の医療費(保険診療のみ。自由診療、先進医療の技術料、入院時食事療養費一部負担金、差額ベッド料は対象になりません)が高額になった場合に、一定の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される制度です。70歳未満と70歳以上とで内容が異なりますが、今回は70歳未満の高額療養費制度について、平成27年1月診療分より改定となります。

下記の通り所得区分を3区分から5区分に細分化することで、自己負担限度額がきめ細かく設定されるようになります。

70歳未満の方(改正前)		70歳未満の方(改正後)	
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	$150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 1\%$	標準報酬月額 83万円以上	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$
一般	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$	標準報酬月額 53万円～79万円	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	標準報酬月額 28万円～50万円	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$
		標準報酬月額 26万円以下	57,600円
		低所得者 (住民税非課税)	35,400円

高額療養費制度はあとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。70歳未満の人で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関の窓口で提示すると、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口での支払いが一定の自己負担限度額までとなります。

70歳未満の方で、世帯で複数の方が同じ月に医療機関で受診した場合や、1人が複数の医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診した場合は、自己負担額は世帯で合算することができます。その場合には、高額療養費の申請が必要です。

健保組合では取扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください。『こんな場合は?』と思うことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

【労働組合-生活闘争中央討論集会在開催されました】

連合は、10月30・31の両日、2015春季生活闘争中央討論集会在開催しました。この討論集会在おいて2015年春季生活闘争の基本構想が提案され、「賃金相場の波及力を高め、未組織労働者も含め広く社会全体の底上げ・底支えを図り、格差の是正(規模間、雇用形態間、男女間)に全力を尽くす」とし、「家計消費の回復が求められる中、物価上昇や経済成長と整合した賃金引上げを継続的に行っていくことが『デフレからの脱却』と『経済の好循環実現』のために必要である」と強調しています。

具体的な賃上げ幅については、「定期昇給・賃金カーブ維持相当分の確保を前提とし、過年度の消費者物価上昇分や企業収益の適正な配分の観点、経済の好循環を実現していく社会的役割と責任を踏まえ、すべての構成組織が取り組みを推進していくことを重視し、2%以上の要求を掲げ獲得をめざし、取組みを進めていく」としています。(労働政策・研修機構労働情報2014年11月5日より)

【コラム】

三平 和男

「日本テレビ放送網事件判決(東京地裁平成26年5月13日判決)から学ぶこと」

事件概要は、うつ病により傷病欠勤等をしていた従業員が、会社に対して復職の申出をしたところ拒否されたため、自らが求めた復職可能時より支払われるべき賃金等の支払いを求めたものである。

本件判決は、「被告が主治医の意見につき、現状のまま原告をビデオラウンジに職場復帰させると再度症状の悪化を招く可能性がある」と理解したこと、その後も、人事局及び現職場のリハビリ出社を経るまで、原告の休職事由が消滅したと判断できないと考えたことは、いずれも相当というべきであり、原告の復帰を認めなかったことにつき被告の責めに帰すべき事由は認められない」と判断しました。

うつ病など精神疾患に罹患して、一定期間の休職期間を経た後、会社からみて十分に回復しているとは思われない状況にもかかわらず、主治医による復職可能という診断書を提出し、復職を求めてくるということは、最近では日常的に相談事例としてある事案である。本事案において、会社の主張が認められたポイントは大きく分けて2点ある。

一つは、主治医の診断書の具体的内容について、主治医に問い合わせ、さらに産業医の意見も聴取したうえで判断している事である。医師の所見に対応するには医師の所見で対応することが重要なポイントである。

二つ目は、復職判断として、1か月超のリハビリ勤務の状態を見たうえで、産業医面談・意見聴取という段階を経て、会社としての判断をしているという事である。

主治医の判断を根拠に、復職を求める従業員への会社対応として、リハビリ勤務をさせ、その状況を踏まえて、産業医の意見をもとに会社が復職の可否について最終判断をするというプロセスが重要なのである。

三平社会保険労務士事務所

東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F

TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。